

2015年4月10日

放送倫理・番組向上機構[BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会） 御中

静岡放送株式会社



放送人権委員会決定 第53号「散骨場計画報道への申立て」―見解― に関する
当社の対応と取り組み

当社(SBS)は2014年6月11日放送のローカルニュース番組「イブアイしずおか・ニュース」で「散骨場」の建設計画とそれに反対する地元住民の活動や最近の墓事情などを放送し、そのなかで、計画を進める業者社長の記者会見を、顔の分かる映像で放送しました。これに対し同社長は、記者会見は熱海記者会との間で個人名と顔の映像を出さないという条件で取材に応じたもののだとして、本件放送による人権侵害・肖像権侵害を訴え、6月17日に「謝罪と誠意ある対応」を求める申立書をBPO放送人権委員会に提出しました。同委員会は9月16日に審理入りを決め、2015年1月16日に委員会決定として「見解」を通知・公表しました。

「見解」では、『本件放送は、公共性のある事項に関し、公益目的をもって、申立人の映像を相当性の認められる態様において放送したものであるから、肖像権侵害があったとは認められない。しかし、取材対象者との信頼を確保し、その信頼を裏切らないことは、放送倫理上報道機関にとって当然のことである。日本民間放送連盟の報道指針の趣旨からすると、SBSが、合意事項に反した放送をしたことは放送倫理上の問題がある。』と判断しています。この委員会決定を受け、当社は、「真摯に受け止めて今後に生かします」とのコメントを発表するとともに、複数の番組で決定の概要を放送いたしました。

今回の事案は、個人名と顔の映像は露出しないという業者社長との合意に反し、当社の不注意・失念により、同社長の顔の映像をモザイク処理せず放送してしまったものです。事案の発生に対し当社は同社長に謝罪するとともに、BPOの決定を待つことなく社内で人権意識の重要さを徹底し、マニュアルを定めて再発防止に全力を挙げて参りました。また委員会の決定後は、見解に付言のかたちで示された、安易な報道規制の受け入れと社会の匿名化への警鐘を、取材、放送の現場で、どう判断し生かすかについて議論して参りました。

○委員会決定の放送

委員会決定の通知を受けて、当社は2015年1月16日に当該番組「イブアイしずおか・ニュース」内で委員会決定の趣旨を放送し、あわせて「SBSは、今回の決定を真摯に受け止め、今後の取材と放送に生かしていく所存です」との当社コメントをアナウンサーが伝えました。また、同日夜の当社定時ニュースである「静岡新聞ニュース」でも決定の趣旨と当社コメントを放送しました。

○再発防止についての取り組み

・2014年6月11日（水）

「イブアイしずおか」放送後の反省会で「顔の露出」にいたった経緯について報告し、報道部長が「人

権意識」の重要さとその配慮について徹底するよう全員に指示しました。また、番組プロデューサーは再発防止に向けてのマニュアルをまとめ、翌日からスタッフ全員で確認し実施しました。特に映像使用上の注意点については、ボード(小型黒板)を購入してスタッフの目に入りやすい場所に掲げ、これに書き込むことで周知徹底を図ることにしました。さらに、Qシートやオンエア原稿にも注意点をメモし、その日の放送にかかわるスタッフで可視化、ダブルチェック、トリプルチェックをする体制を整えました。

・6月25日(水)

報道局全体の会議で、ミスに至った経緯を改めて時系列で報告しました。最初は注意事項として確認していたにもかかわらず、オンエア時間が近づくにつれて編集作業に追われ、最終的な確認を十分に行わないまま放送してしまったことを反省しました。特に当日に起きた事案を放送する“当日入れ”は、時間的余裕がないことからミスが起きやすいことを全員で再確認しました。日常業務のなかでミスにつながりやすいリスクについては、手間を惜しむことなく声をかけあい、再発防止策として実施しているボードの書き込み、Qシート、オンエア原稿の注意事項を、実効性のあるものとするよう徹底しました。

上記の取り組みは当該事項発生以降、今日も引き続き実施し、報道局会議、社内コンプライアンス会議などを通じ情報共有しています。また、外部講師を招いての勉強会を実施しています。

○委員会決定に伴う取り組みについて

・2015年1月16日(金)

決定が通知・公表された当日、直ちに決定内容とBPOホームページ掲示について経営陣に報告しました。当日の番組反省会ではスタッフ全員に決定文を配付し、これまで行われた審理のやりとりと結果を説明しました。決定の概要のなかで、「取材対象者との信頼を確保し、その信頼を裏切らないことは、放送倫理上報道機関にとって当然のことである。日本民間放送連盟の報道指針の趣旨からすると、SBSが合意事項に反した放送をしたことは放送倫理上の問題がある」こと、「今回の事態が生じた原因は日々の放送業務の性格上当然に予見されるべき基本的な問題であった。委員会はSBSに対し本決定の主旨を放送するとともに、再発防止のため更なる社内体制の充実を要望する」こと、また、「本件放送は、公共性のある事項に関し、公益目的をもって、申立人の映像を相当性の認められる態様において放送したものであるから、肖像権侵害があったとは認められない」という見解の主要ポイントを伝達しました。

さらに、付言として示された「公共性があり公益目的のもとで、適確な報道を行うことは報道機関に課せられた重要な使命であり、そのような役割を果たすために取材・報道の自由が認められている。その観点から、取材・報道規制につながる申し入れに応じるようなことがあってはならず、また、同様の結果を生じさせるような過度の自主規制的対応があってはならない」という指摘を重く受け止め、スタッフに投げかけました。知る権利の観点から、実名・顔出しインタビューを基本とすること、個々のケースにおいて、どんな場合に匿名とするのか、なぜモザイク処理が必要なのかという判断基準をそれぞれが考え論議し、共有していくよう要望しました。

・1月19日(月)

報道局長が報道局の管理職とデスクに対し、きょうからの放送に今回の事案を教訓として生かすよ

う指示しました。人権意識や取材・放送上の留意点について改めて意識を共有し、それぞれの現場スタッフに徹底するよう伝えました。また、省みて人権、プライバシーの保護と社会性、公共性がある問題での肖像権について、もっと深く突っ込んだ議論が必要であることを強調しました。

・1月23日(金)

報道局全体会議(出席者約50名)では、見解を受けて改めて今回の事案について話し合いました。冒頭社長が、放送することの責任の重さについて訓示しました。会議では、取材や番組運行について最近課題となったケースが具体的に示されました。さらにその案件の担当者に発言を求め、その判断について参加者が意見を出し合いました。こうした事例報告会を毎月行い、報道局全体で報道の使命、放送倫理についての認識を深めていくことにしました。

・2月20日(金)

放送番組審議会において今回の事案を報告しました。委員からはニュース報道における人権への配慮と行き過ぎた匿名化を防ぐことの両立には難しいところもある。しかし、報道の社会性という観点から筋を通すところは通し、あまり萎縮してほしくないとの意見が示されました。

・2月26日(木)

情報番組やニュース番組のスタッフ(出席者約35名)を中心とする報道班会を開催しました。通常の議題のあと2回目の事例報告会を実施し、報告があった事案についてどこに問題があったのかを掘り下げました。また、この日はデスクが主催して放送倫理勉強会も催し、若手の記者、ディレクター、アナウンサーの参加を得て取材の仕方や注意すべき原稿の書き方について具体的な指導を行いました。

・3月3日(火)

今回の事案の問題点をより明確にするため3月3日にBPO放送人権委員会の三宅弘委員長、坂井眞委員長代行、大石芳野委員を講師に迎え「放送倫理勉強会」を開催しました。社内から放送現場に関わる、また管理する90名以上が出席しました。

勉強会では「放送倫理上問題あり」に至った判断とともに委員の方々それぞれが付言に込めた思いを直接説明しました。2014年6月にBPOが表明した「顔なしインタビュー等についての要望」をひとつの指標に、取材対象者の求めに安易に応じて自主規制しないこと、モザイク処理の取り扱いへの注意点が指摘されました。またあわせてプライバシー保護が必要なケースでは、取材対象者の周辺にいる関係者にも識別されないような慎重な対応が呼びかけられました。

出席者からはサッカー中継などでのスタジアムの観客の肖像権、夜の飲食店でのインタビューの際の背後の酔客の肖像権などについて質問があり委員から見解が示されました。

○現場の変化

上記の取り組みを行うことで取材現場の記者・編集ディレクターそしてデスクにニュースを取り扱う緊張感が高まりました。容疑者や被害者の取り扱い方はもとより、その家族、関係者さらには映像に映っている人物や建物、看板など、放送することの影響をより想像できる現場に変わってきています。それゆえニュースの扱いをめぐる論議も増えています。一方で、過度の配慮により本来伝えるべきことまで控えようとするリスクも生じています。スタッフからもモザイクなどの配慮をめぐる「ここまで必要なのか」という声が出る場合があります。その際は、デスク・記者・ディレクターが互い

に納得するまでそれぞれの判断の根拠を話し合います。論議があったニュースについては、オンエア後にデスク(編集長)が、「公共性、公益性への判断」「なぜ放送したのか」「なぜモザイクとしたのか」「なぜ実名としたのか、匿名なのか」といった判断について、番組スタッフに説明しています。

個々のケースによって事情も異なり、ニュースの判断を明文化することは難しさを伴います。しかし、こうした議論を繰り返すことで、スタッフそれぞれが報道することの意味や伴う配慮、そして尺度について、身をもって適正な判断をできるようにしていきたいと考えています。今後の勉強会でも、具体例を出し合い、その時の迷いや判断をスタッフで共有し、ミスを防ぐと同時に報道マンとしての意識・感覚をさらに磨いていきたいと考えています。

○終わりに

散骨場建設計画をめぐる今回の案件では、報道の公共性、公益性が高いニュースであることは、認識しておりました。しかし、業者社長は頑として顔出し、実名の取材に応じませんでした。社会性が高いニュースだけに、せめて肉声で業者の主張を伝えたいとの判断から、「個人名と顔の映像は出さないとの合意」に至りました。弊社としましては、実名、顔出しが原則であり、そこに躊躇がなかったわけではありません。事実、現場の記者兼カメラマンの撮ったマザー映像からは、モザイクをかけないで放送できるように撮影しようという努力がうかがえます。しかし、結果的に確認ミスから合意に反してモザイク処理を施さず放送してしまったことについて、当社の非は避けられず、委員会の放送倫理上の決定を真摯に受け止め、猛省しております。

また、報道することに相当高い公共性があり、肖像権侵害があったとは認められないとの判断は、ジャーナリズムへの重い示唆として受け取っています。決定では、「肖像権侵害の有無は、報道の公共性との比較考量によって判断される」と書かれています。しかし、個人のプライバシーと報道の公共性、公益性の間に、明確な線が引かれているわけではありません。保護すべきプライバシーと報道の公共性の比較考量は、個々のケースや局面によって異なります。また、取材とは、相手の理解を得ていく条件闘争の一面があり、ある時点を経て、それを最終判断とすることにはなりません。同様に一旦受け入れたとしても、その取材規制が、新たな取材、報道への規制につながるとは考えておりません。私たちは、時々、そして時には瞬時に、その判断を迫られることとなります。ニュースは、生き物です。

こうしたなか反省すべきは、私たちは取材規制を受け入れるにあたって十分に悩んだか、モザイクをかけて放送することを強く躊躇したかということです。そして論議を尽くしたかということです。付言にも示されたように、安易な自己規制をし、モザイク処理を普通のこととしていたとすれば、公益目的のもとでの適正な報道行為を怠ったこととなります。今回のミスは、初歩的で単純なものにとらえることもできますが、もっとこうした葛藤についてせめぎ合っていたならば決して起こらないミスだったとも考えております。報道機関に課せられた重要な使命を、その都度嘯みしめていきたいと思っております。

(とめ)